

○三条市就学援助費交付要綱

平成27年 1月30日

告示第22号

改正 平成27年 5月12日告示第162号

平成28年 3月24日告示第65号

(趣旨)

第1条 この要綱は、義務教育の円滑な実施を図るため、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、三条市就学援助費（以下「就学援助費」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。
- (2) 児童生徒 法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。

(対象者)

第3条 就学援助費の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、次項各号に掲げる認定基準のいずれかを満たすものとする。

- (1) 市内の小学校又は中学校に在学している児童生徒の保護者であって、市内に住所を有するもの
- (2) 市外の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に在学している児童生徒の保護者であって、市内に住所を有するもの
- (3) 市内の小学校又は中学校に在学している児童生徒の保護者であって、市外に住所を有するもの

2 認定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であること。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づき個人の市町村民税が非課税である世帯に属する者であること。
- (3) 地方税法第323条の規定に基づく市町村民税の減免を受ける者であること。
- (4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支

給を受ける者であること。

- (5) 世帯の全員の前年所得の合計額が生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する生活扶助、教育扶助及び住宅扶助の基準額の合計額の1.2倍以下の額である世帯に属する者であること。
- (6) 前各号に掲げる者であることに準ずると市長が認めた者であること。

（援助費目）

第4条 就学援助費の交付の対象となる費目（以下「援助費目」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学用品費等（学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費、体育実技用具費、修学旅行費、生徒会費及びPTA会費）
- (2) 学校疾病医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病に係る医療費をいう。以下「医療費」という。）
- (3) 学校給食費

（対象経費及び就学援助費の額）

第5条 就学援助費の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める援助費目に係る経費（以下「対象経費」という。）とし、就学援助費の額は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号に該当する対象者 学用品費等、医療費及び学校給食費
- (2) 第3条第1項第2号に該当する対象者 学用品費等
- (3) 第3条第1項第3号に該当する対象者 医療費及び学校給食費

2 前項の規定にかかわらず、対象者が第3条第2項第1号に該当する場合の対象経費は、修学旅行費及び医療費に係る経費とする。

（交付の申請）

第6条 就学援助費の交付を受けようとする者は、毎年市長が指定する日までに、在学する学校の学校長及び三条市教育委員会（以下「教育委員会等」という。）を經由し、市長に就学援助申請書（兼同意書）（別記様式）を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、転入等により新たに就学援助費の交付を受けようとする者は、その都度申請をすることができる。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、当該申請の内容を審査し、就学援助費の交付を決定したときは、教育委員会等を經由して、当該申請をした者に通知

するものとする。

- 2 前条第2項の規定により申請した者に係る就学援助費の交付を決定する日は、市長に申請書を提出した日の属する月の翌月の初日とする。

(支給の方法)

第8条 市長は、就学援助費の交付の決定を受けた者が指定した金融機関の口座に就学援助費を振り込むものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、就学援助費の交付決定を受けた者が学校預かり金（児童生徒の保護者が学校に納める学校給食費、教材費その他の費用をいう。）を滞納した場合において、市長が特に必要と認めるときは、あらかじめ当該者の同意を得た上で、児童生徒が在学する学校の指定する金融機関の口座に就学援助費を振り込むものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年5月告示第162号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成27年4月1日以後に交付すべき就学援助費の額について適用し、同日前に交付すべき就学援助費の額については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月告示第65号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

援助費目	年額	
	小学校	中学校
学用品費	11,420円	22,320円
通学用品費	2,230円	2,230円
新入学用品費	20,470円	23,550円
校外活動費		
宿泊を伴わないもの	1,570円	2,270円
宿泊を伴うもの	3,620円	6,100円

体育実技用具費	スキー授業のためのスキー用具の購入に要する費用の実費相当額として市長が認める額	
修学旅行費	修学旅行に要する費用の実費相当額として市長が認める額	
生徒会費		5,450円
PTA会費	3,380円	4,190円
医療費	疾病等の治療に要する費用の実費相当額として市長が認める額	
学校給食費	51,700円	59,700円

備考 新入学用品費の交付の対象となる者は、小学校又は中学校の第1学年に在学する児童生徒の保護者であって、市長が指定する日までに就学援助費の交付の申請をしたものとする。

年度 就学援助申請書（兼同意書）

年 月 日

(宛先) 三条市長

申請者 (保護者)	住 所	〒 ー 三条市
	氏 名	④
	電 話	

次の児童生徒について就学援助を受けたいので申請します。  
 申請者及び世帯員の所得及び課税状況について調査されることに同意します。  
 学校預かり金に滞納が生じた場合は、学校の指定する金融機関の口座に振り込むことに同意します。

児童 生徒	学校名・学年	小・中 学校 第 学年			
	フリガナ 氏 名				
年1月1日現在の住所		(現住所と異なる場合のみ記入)			
※ 年1月1日現在、三条市に住所がない方は、前住所地から「 年度( 年分)所得・課税証明書」を発行して もらい、提出してください。					
年度 受給の有無		有 ・ 無			
住 居 の 状 況		1 家賃を支払っていない。(持家) 2 家賃を支払っている。(借家、アパートなど)			
■世帯の状況 ( 年4月1日現在で記入してください。)					
氏 名	続柄 (子ども から見た続柄)	生 年 月 日			勤務先 又は 学校名・学年
	児童生徒 本人	大・昭・平	年	月	日
		大・昭・平			
申 請 理 由	1 生活保護法に基づく要保護者				
	2 世帯全員が市民税非課税 (所得割・均等割がともに0円)				
	3 市民税・事業税・固定資産税・国民年金保険料・国民健康保険料の減免… 減免措置の通知書の写し添付				
	4 児童扶養手当の受給又は生活福祉資金の借受… 児童扶養手当証書の写し又は認定通知書の写し添付				
	5 その他、上記以外で経済的に困っている ↓ 【5に該当する場合は下の欄に申請理由を記入】				
振 替 口 座	金融機関名	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 支所・出張所	
	口座番号	預金種類		普通預金	
	フリガナ				
	口座名義 (申請者)				

別記様式（第6条関係）